

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会
 TEL 03-5395-5255 FAX 03-5395-5139
 URL: <http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/sida@union-kk.com>

国際部 International
 Division:wecareabouty
 ourrights@yahoo.co.jp
 郵便振替口座
 0140-90157425
 大学非常勤講師分会

本号の主な内容

- ◆ イリーガル大学を後にして(3面)
- ◆ 専任決まりましたーその2(5面)
- ◆ 上智短大雇い止め顛末記(6面)
- ◆ 大学ルネサンスーその20(7面)
- ◆ 団交・運動ニュース(8面)
- ◆ 団交初体験の記(10面)

“なかま”の輪のなかで —結成10周年に寄せて

齊藤吉広

10年ほど前、熊沢誠氏が「仕事をやりがいのある営み、あるいは少なくとも耐えられる営みにする条件」として“ゆとり・決定権・なかま”の三つをあげていた（『朝日新聞』1995年5月21日）。正社員職場の中から奪われゆくものとして

それらへの注目を促したのである。

すでに当時、僕たちはすでにその三つとも失っていた。だからその分「やりがい」は搾取されていたし、ときにそれは「耐えられない営み」であった。

辞令

四月になると
 勤め先のあちらこちらから
 ぺらぺらの紙に印刷した辞令が送られてくる
 用紙があまりに軽いので
 吹けば本当に飛んでいってしまう
 —貴殿を本校の非常勤講師に任ず

ただし、期間は三月三十一日までとする。
 毎年年号の数字が増えるだけで
 一字一句変わりはない
 十年近く私の科目がそこにあり
 私の責任がそこにあるのに
 私の場所も私の意見もありはしない
 辞令を広げて
 常勤に非ずという字を見るたびに

おまえは一人前に非ず
おまえは人間に非ずと
念をおされている気がして
破り捨てたいのをこらえては
机の奥に封じ込める

竹添敦子さんの詩「時間割表」は僕たちの最初の文書〈非常勤講師のみなさんへ—労働組合加入の訴え〉に引用させていただいたが、この詩も竹添さんの詩集『控室の日々』（海風社）にある。「時間割表」はいくつもの大学を飛び回らざるを得ない“ゆとり”のなさを、この「辞令」は責任だけあって何ら“決定権”をもてない境遇を見つめている。

そして、僕たちには“なかま”もいなかった。だからこの『控室』創刊号では次のように訴えた。

「授業準備に追われる日常に理もれて、『非常勤なんて元々そんなもの』とあきらめていませんか？（中略）控室にバラバラに放り込まれた私たちは、孤立したままでは、研究や生活や労働の条件を改善することはできません。今までは要求する主体がなく、したがって何も要求してこなかったからこそ、何も改善されなかったのです。」

要求すべきことはいくらでもあるのに、要求する主体がなかったから組合は生まれた。都区一般との出会いという偶然に助けられはしたけれど、必然でもあっただろう。現状への不満や将来への不安を愚痴り合い慰め合うだけではなくて、闘いに向けて思いを共有することによって僕たちは“なかま”になることができた。

どの機会だったか、「集まると元気が出る”みたいなのはバカにしていたのですが、今日の集まりに参加して元気をも

らいました」という感想をもらったことがある。孤立していた僕たちは、展望を語り合う場と“なかま”を得ることによって展望をもてるようになった。そして展望をもつことが、僕たちの現実的な“力”となっていく。

「いつかストライキで…」という夢こそ実現してはいないが、省庁交渉とか国会質問とか、発足当時語り合った目標のいくつかは叶っているのである。16年間にわたって時給が据え置かれていた短大では団交によって割とスムーズに賃上げを果たしたが、要求していなければあと何年でも時給はそのままだったはずだ。さらに、使い捨ては許さない、という共同の力は解雇撤回運動でも成果を蓄積してきた。かつてはそもそも交渉の入口にさえ立てないというのが常態だったのだ。「(訴えている)彼はいつ組合に加入したのですか」と問うてきたので「数日前です」と答えたら「数日前に入った人間のためにそんなことを…」と電話の向こうで困惑していたが、要求で一致すればすでにともに闘う“なかま”である。

「黙っているのはやめにしました」と宣言して運動が始まり、その中で組合員という“なかま”も徐々に増えていったが、組合の外側に現われる“なかま”の存在にもとても励まされたのを思い出す。「動くことによって“つながり”が広がる」というワクワクするような驚きと喜びは、僕自身のそれまでの生活にとって

まことに新鮮であったし、組合の活動にとってもその世界を広げてくれるものだった。

「新聞見ました」と、岡山から、旭川から、徳島から連絡が来る。留守電にメッセージを入れていた相手に電話してみると「長くなるのでこちらからかけます」と、実際に4時間近く切々と実情を訴えられることもあった。直接に支援することはできないとしても、実態と要求を表現できる場を提供したということだ。みな声をあげていなかったからお互いの存在に気づけなかったが、“なかま”は様々なところにいた。

初年度の秋に開いたフォーラムで、いずみたくミュージックスクールの方がミュージカル『使い捨てライター』を上演してくれた。最初の打ち合わせの時に「そこまでしていただいて…」と恐縮していると、「してあげる、というのではないんです。同じ問題を抱えているから一緒にやるんです」と言われていっそう恐縮したのだが、“なかま”というのはいくことなのだな、といたく感じ入ったものだ。

外国人講師の抱える問題に取り組んだときに気がついたのは、彼らがいつもまっすぐもって“unfair”“injustice”という言葉で自らにふりかかった事態を表現することだった。闘いの源泉は個人的な「悲

しい」とか「困った」といった感情だけでなく、それが社会的に不公正であり不正義なのだということにある。だからこそ、彼の抱える問題は私の抱える問題でもあり、私の闘いは彼にとっての闘いでもあるのだった。“unfair”“injustice”という言葉遣いが改めて気づかせてくれたのは、そういう“なかま”の原理だった。

思い出話ばかりしてしまったようだけれど、僕たちの抱える問題の「構造」に変化はないはずだ。だから「仕事をやりがいのある営み、あるいは少なくとも耐えられる営みにする」ための“ゆとり”や“決定権”をめぐる闘いは続かざるを得ないだろう。

しかし今、少なからぬ“なかま”を組合の内外にもっている。このことはとても大切な財産だと思う。ひとりひとりの実存にとってみてもきっとそうだし、客観的にも、非正規労働者の組合組織率が3%台に過ぎないという現状の中で、公共一般とともに先駆的な役割を果たしてきた。

東京を離れるとき、「30年後に書かれる『労働組合運動史』にはこの組合のことが載って、そこに(初代委員長・斉藤吉広)って書かれることになるんですよ」と酒の入った勢いで言ったのだけれど、本当にそんな風に名前が残るとすれば、実に誇らしいことだと思う。

イリーガル大学を後にして

山崎泰央

今年3月3日、LEC大は文科省から9項目の留意事項を付され警告を受けた。昨年

度は6項目の留意事項が出されたが、それが改善されないばかりか、さらに3項目も

増えていた。これを悪質だと判断したのか、文科省は従わない場合、廃校の可能性もある「警告」を出したのだ。この事実は、ただちにNHKニュースや新聞各紙で報じられた。これもLEC大の「イリーガル」さを組合とともに訴えてきた成果だと確信している。不正があるところ、誰かが声を上げて立ち上がらなくてはならない。しかし、個人では組織に立ち向かうことは難しい。やはり、組織には組織で対抗するしかない。その点、非常勤講師組合は非常に大きな勇気と力を与えてくれた存在だった。心から感謝している。

3月17日、LEC大は文科省からの留意事項に対して公式見解を出した。専任教員の待遇について見直しを求めた項への言い訳をみると、要するに株式会社大学は一般の私大のように補助金や非課税制度がないため、専任教員に固定給や研究費を払うと人件費が膨大になるというのだ。しかも入学者数が少ないので大学としても収入が少ない。だから、専任であっても非常勤講師と同じコマ当たりの報酬以外払わないのだという。つまり、LEC大は研究と教育を本分とする「本来の大学」とは違い、教育研究にかかる出費を投資とは考えずに、単なるコストとしてしか考えていないのだ。その意識が組織行動に反映しているのか、在学生からの評判は悪いうえに、学生も集まらない。経営者としての反町氏のセンスにも疑問を持たざるを得ない。

さらに、この言い訳では「本学と専任教員との契約関係については、・・・適法な状態にあることを申し添えます」とか「一年毎に教員の成績評価を行い・・・」とある。ではなぜLEC大は私に対して、以下に引用する通知書（ご丁寧に内容証明

で800円もかけて）で契約の打ち切りを通知してきたのだろうか。

「2006年1月20日、弊社は教務部より貴殿に対して、本契約に基づいて、最終講義の日程、試験実施等に関するご連絡をしました。しかし、貴殿は同月26日、弊社に対して、本契約が『委託契約の場合、教務から私に指示が来ることは違法状態にな』るので、『教務部の指示に従うことはできません。』との回答を行いました。弊社としては、会社としての行為（担当部署からの連絡）が違法であるから従えないというのであれば、今後契約関係を維持することは困難であると考えざるを得ません。従って、弊社は、これらの事情を考慮し、本契約の契約満了期間をもって、貴殿との間の契約は終了する旨を通知します。」

私は実質労働契約であることを主張しているのに、大学は委託契約だという。しかし、担当部署からの連絡に従うことは労働契約でなくてはできない。でも、委託契約の場合、担当部署には命令する権限はないし、だからといって労働契約であることを認めることはできない。議論するのも面倒だから、面倒なヤツは切り捨ててしまおう、と考えたに違いない。でもLECさん、理由としては稚拙じゃない。私だったら、「教員としての成績評価が悪かった」なんて理由をつけますがね。とはいっても、私は毎回講義で生徒に感想を書いてもらっていたから、簡単に評価が悪いなんていったら証明するのが大変ですよ。それと、老婆心ながら組合の機関紙の内容について文句をつけるのも支配介入になるのでヤメにしましょう。

今回、LEC大が指摘を受けた9項目が改善されなければ廃校処分も視野に入っ

くる。ならば、専任教員の待遇の部分や通知書の問題で不当労働行為の救済申立すれば、1年で解決するわけがない。LEC大を窮地に追い込むことができるに違いない。思えば、去年の夏頃に組合に加入し、一年もかからずにLEC大の不当さを世に知らしめることができた。非常勤講師

組合という組織の力のありがたさを楽しみ感じると感じる。私は4月より首都圏から離れ松山へ行くが、幸いなことにLEC大学問題の追求は今後も組合で続けていくという。私も当事者として事の帰趨を見極めるまで積極的に関わっていきたい。

専任決まりました—その2

私は2年ほど前に本組合に加入し、その後執行委員となり、昨年未まで1年弱の期間「組合通信」の編集を担当してきました。このたび専任教員としての就職が決まり、執行委員は辞任することになり、また通信編集はすでに交代していただきました。

主な活動は、執行委員会に出席し、その内容をまとめて「組合通信」を編集し、他の方とも協力して発行・発送することでした。非常勤先の大学でも団交がありました。講義と重なったりして結局数回しか参加できませんでした。非常勤講師として生活しながら組合活動を進めるのは、皆さんそうしているのですが、なかなかたいへんだと感じています。雇止め阻止や時給アップ以外にも、有給休暇の承認など要求事項はいろいろあるので、もう少し慣れてきたら自分でも大学当局に働きかけていこうと考えていました。

担当コマ数もあまり多くなく、並行してやっていた予備校の仕事もはじめたばかりということもあって収入は少なく、生活はかなり苦しいものでした。将来的には予備校の方を増やしていくことを予

定していました。収入が少ないという重大な問題を除けば、緊張感のある充実した生活ではありました。

組合の利点はいくつもあります。私にとって最もよいところは、精神的な支えになったということです。もちろん個々人で異なる事情もありますけれど、非常勤講師という立場や利害を共有している人がかなりの数いることを実感できるのは、大きかったです。また実際に、組合の活動によって非常勤講師の待遇が改善されてきていることは事実であり、不当な解雇や賃下げに対抗して成果もあがっています。もちろん、今後さらに大幅な待遇の改善が必要なことは明らかであり、課題もたくさんあるでしょう。

非常勤講師の究極的な獲得目標は、専任教員とイーブンな、まったく同じ待遇とすることだと個人的に考えてきました。同一労働同一賃金をこの分野で実現することです。学内の事務作業等がない分を差し引いて、非常勤講師の待遇は専任よりも若干低いくらいが適切な水準であり、それを下回る水準の場合には非常勤講師の弱い立場につけこみ、不当に利用しているのだといえます。

今度私の勤める大学でも非常勤講師を雇っているようで、今後は専任教員の側から非常勤講師問題に関わることとなります。不当な雇い止めや賃下げ等を避け

るのは当然として、そのような最終的な平等にどのように近づけるかを考え、また動いていきたいと思います。(N)

上智短大雇い止め顛末記

さいとうひでゆき

昨年11月末に9年間勤務（「政治学」「国際関係論」3コマ担当）した上智短大（神奈川県秦野市）から、雇い止め通告を受けました。当日「拒否」の意思を電話で伝え、口頭での説明を要求しました。2週間後、学科長らと、さらに2週間後、人事担当責任者との話し合いの場が設定されましたが、要求は拒否されました。その際、8月に次年度出講日アンケート提出時点で雇用関係継続の確認がなされたことと了解していたにもかかわらず、新たな出講先を探すのが困難な11月末での通告は無効であること、また以前、上智大学で2年間限定の非常勤担当時、雇用関係終了通知を7月には受け取った経験があることを主張しました。

そもそも上智学院現理事長（神父、「人間学」担当）は就任以来、「多年雇用は非常勤講師に権利を与えるだけ」と述べ、多年勤務の非常勤講師の雇い止めを大学で始め、さらに短大学長就任以降その動きを短大にも拡大しました。05年度からは1コマを週2回半期とするカリキュラム変更（さらに06年度には出講曜日の組合せを変更）を行い、15名の非常勤講師が退職、新たに13名を雇いました。04年夏、カリキュラム変更通告時に学科長に説明を求めたところ、専任で

の採用も考慮すると言われ、膨大な書類を学長と学科長宛に提出したものの、結局回答はなされず、それどころか雇い止めという事態に至りました。

私の方は組合に団交をお願いする一方、神奈川県商工労働部の労働センターに出向き、弁護士相談も受けました。そこで、雇い止め通告時期が問題なのではなく、長年の継続的雇用ゆえに雇い止め自体が無効であること（学院の雇い止め理由は専任の新規雇用だが、授業自体の消滅ではないこと、定員割れ状況でもないこと、授業評価が高いことは学院自身が認めていること）、組合による解決不調の場合は行政当局による「調査」を実施してもらえること、最後の手段としては地位確認の仮処分訴訟を地裁に起こし、勝てる可能性が高いものの、長い時間と多額の費用がかかることを認知しました。

2回の団交で、学院側は雇い止め撤回要求撤回を条件に、前期分（年収の2/3）にあたる迷惑金支払いを提案してきました。教職員給与が大学としては低いことで有名な上智学院が、出しても半額との予想に反し、2/3を出すと申し出たのは、この時期、大臣となった有名教授処遇問題が週刊誌を賑わせ、これ以上騒ぎを避けたい事情があると考え、さらに

空けておいた曜日時間に別の仕事を入れることができたこともあり、申し出を受諾することにしました。

長年、熱意を持って授業を行い、専任が行うべき編入指導等も行い、学生や一部教職員には評価されていましたが、こうした事実が雇用関係に全く反映しないことにあらためて強い失望感を抱きました。非正規雇用者が増大し、少子化に伴

う大学経営環境悪化の中で、個々人の雇用はますます脆弱になってきています。短時間雇用者をきちんと処遇する社会的仕組みの構築こそ今政策的に求められていると考えます。

最後になりましたが、志田副委員長、渡辺書記長をはじめとして組合執行部の皆様、組合員の方々のご助力に対して心から感謝いたします。

大学ルネサンス—その 20 大学教育崩壊

村山知恵

大学非常勤講師給のみで生活する者たちが中心になって組合を作ってから10年の年月がたった。大学非常勤講師は時間給のパートタイマーである。1コマ(90分)の月給は、最低給2万円から3万円である。もちろん保険も保障もましてや研究費もボーナスも退職金もない。しかし相変わらず、学生にとっては専任教員と非常勤講師の区別はない。その教科を教え、学期内に評価を出すという教育条件も、履歴書に学歴、業績を問われ、教授会を経て採用されるという採用条件も全く同じであるからだ。

この10年間に、私たちの組合と関西の大学非常勤講師組合、外国人大学教員組合などが連携して、文科省、厚労省交渉を何度も試み、ついに私学助成金の大学非常勤講師の補助単価増額に成功した。

ところが最近この大学非常勤講師に異変が起きている。つまりカリキュラム改正に伴いコマ数が減ったり、雇い止めさ

れたりする講師が増えてきたのである。

例えば、何年間も外国人非常勤講師として大学で学生を指導してきた者が、大学が外部委託を取り入れたから、もういないといわれる。委託会社から派遣される講師も同じく外国人講師である。

ところで外部委託の場合には雇用者は委託された派遣会社となるため、その会社の取り扱う教科の教育責任は大学ではなくなる。つまり教員採用権も、教科の教育内容も学生評価もすべて委託会社の責任となり、大学側の完全な教育責任放棄が明白になる。

いや大学は教育責任放棄などしていないとって大学側がその委託会社の人事や教育内容に干渉するようなことになる、委託会社の雇用権は侵害され、法律上問題になるはずだ。

ところが現実には、この外部委託は今から10年ほど前から、大学の教育責任放棄を隠すようなやり方で立教大学など

で始まっており、当時は多くの語学の非常勤講師がそのため雇い止めになっていた。それが外部委託は大学経営にとって経費削減の良い方法だとばかりに、あからさまに大学の英語教育を丸投げしたのは首都大学東京であった。

委託会社から派遣されてくる教師の給与は、委託会社が会社の利益を含んで派遣社員の給与を決めるから、低賃金の我々の給与よりさらに低いことは必然的である。非常勤講師はまだ大学の教育責任で採用されているから、同じく低賃金であっても、文科省や大学の裁量が及んでいる。しかし派遣社員は大学生を教えているにもかかわらず大学に雇われてはいないのだ。

また、かつての一般教養科目の第2語学は、学生の著しい学力低下を理由に廃止され、そのため非常勤講師が雇い止めになったりする。語学は委託会社に任せるか、コールシステムといって、パソコンを使い語学を自習させ授業に代える大学もある。その場合の教師は、語学を教えるというよりパソコンの使い方を指導することになる。

そして、科学史、数学、歴史、法学な

ども、高校レベルのことも分からない学生に、教えても無駄だから高校の教師が教えることになったと、非常勤講師が雇い止めになる。

国公立が法人化されてから、授業料は私立大学並となり、金持ちでなければ大学に入れなくなってきている。学生の学力低下はむしろ大学のこのような学生蔑視、学生はお客様だという、教育とはかけ離れた考え方から起きているものと考えられる。学生からは高い授業料を取り、学生が気に入らない授業はなくし、非常勤講師をなくして委託に任せ、教授までも任期制にして、ついに教授会の教学権、人事権を奪う国公立法人も現れる始末だ。

大学は私立であろうと、法人であろうと、教育研究機関である。教育は貧しい者、体の不自由な者、外国人、年齢の高い者、すべての人が平等に受ける権利があり、学問の自由が守られなければ研究は成り立たない。

勝ち組にならなくとも、生き甲斐を求めて懸命に努力してきた大学非常勤講師たちの生活権を、経営の論理のみで切り捨てる大学の今のあり方を問いたい。

団交・運動ニュース

【杏林大学との話し合い】

総合政策学部でフランス語・ドイツ語を担当する組合員4名が、今年度限りでの雇い止めを通告された。当該学部では来年度から全面的なカリキュラム改革を実施するため、第2外国語はすべて廃止されるとの説明だった。今年度の担当コ

マ数は、フランス語講師3名が各4コマ、ドイツ語講師は6コマである。決定の撤回を求め、10月19日付けで団体交渉を申し入れたところ、大学側からは、できれば団体交渉は行わず、事務折衝レベルで円満な解決を目指したいとの返答が

あった。その後、11月初旬から12月中旬にわたって、杏林大学総務部の担当者と組合との間で、計3回の話し合いが持たれた。大学側の対応はおおむね好意的で、結果として組合員4名の雇い止めは撤回され、来年度は外国語学部の講座

として、各人2コマずつフランス語・ドイツ語を担当することとなった。最終的に大学側と組合との間で「確認書」を取り交わしたが、平成19年度以降の雇用と契約条件は別途協議することとなった。(chouette)

【東京電機大の団交報告】

昨年12月16日に第一回団交、そして今年の2月8日に第二回団交が東京電機大学当局に対して行われた。組合からは、志田さんと渡辺さんが交渉にあたってくれた。私自身は、こうした状況には不慣れなので、どちらかといえば、学校側の論理に飲み込まれてしまい、弱い立場をさらに弱くする破目に陥ってしまうのだが、組合の援助の下で、教育労働者としての当然の権利をいくらかは主張できたと思う。

昨年の秋に学校側は、6コマあった前期の授業を3コマに削減、3コマだった後期分を1コマにすると一方的に通告してきた。大学生二人を含む扶養家族5人の我が家には、大きな経済的ダメージである。ただ、学校側はその理由としてこう書いてきた。「平成18年度はインストラクターの増員などの理由により、ご担当コマ数が少なくなっている方が多いと存じますが、どうか事情をご賢察の上、ご了解いただければ幸いです」そこで、組合からの反論として、インストラクターという別の形の非常勤教員を増員するから、現在の非常勤教員を削減するのはおかしいし、また、どうしても運営上経費を削減しなければならない場合でも、

本務校を持っている者から先に減らすべきだ、と指摘した。学校側は、個人の収入に干渉すべきではないと反発したが、専任職を持っているものとそうでない者の格差は同じ仕事量にたいして10倍近くあり、すでに十分収入を得ている者は自分自身の利益のために働いている場合が多く、生活に直結する問題ではありえないとの、厳しい指摘を受けて沈黙してしまった。

この交渉の間、私の記憶に蘇ってきたことがある。それは、アパルトヘイトの激しかった頃の南アフリカで、人権を奪われた黒人と特権的な白人たちとの同じ仕事に対する給与差が、やはり10倍くらいであると書いてあったことだ。この交渉は、踏みにじられた権利の復権の戦いなのだと痛感した。

第二回団交では、大学側も少し譲歩し、通年の授業を一つ余分に担当してもらいたいと言ってきた。しかし、まだ、昨年度のコマ数は例外的に多かったもので、非常勤のコマ数は少なくても当然なのだという姿勢は変わっていない。組合としては、急激なコマ削減に対して、1コマ以上の実質的な保障を引き続き要求している。

(SN)

団交初体験の記

昨年10月20日、団交というものに初めて参加しました。

私はこの夏20年間務めたK大から突然の雇い止めを言い渡され、同じ通達を受けて、同じく納得できないでいた3人の先生と一緒に、しばらくの間は労働基準局や労政事務所などで話を聞いたりしながら、どうするか迷っていたのですが、意を決して組合にお願いしようということになり、4人でこの10月から組合員になりました。早速団体交渉というものがあるらしいと聞き、自分たちの時のために役に立つだろうというはなはだ利己的な気持ちで参加したのです。

まず会議室に通され、しかも新参者なのに席はほぼ真ん中。どんなことが始まるのだろうと不安いっぱいでした。ホームページに書かれていた某大学のケースのように、怒鳴られたり脅されたりしないかとかなり緊張気味でした。

しかし、驚きました。当初「決定して

しまったことだから」とけんもほろろの大学側担当者が、こちらの発言や提案、提言ごとにどんどんと態度を軟化していき、最後は「検討して必ず良いご返事を」と言い出すのを目の当たりにして本当に驚きました。時間にして約1時間半、なにか出来の良い芝居でも見ているような気分になりました。なかなかこううまくいくことはないということでしたが、帰り道では感動すらしていました。

おかげさまで私たちも、団交に至る前に組合との話し合いで、完全回復とはならなかったものの、雇い止めは撤回されて決着しました。

非常勤講師の世界ではこれから先もこういうことは起こるでしょう。戦力には全くなりませんが数にはなれますので、時間的な都合がつけば、今後もこうした場に参加していきたいと思っています。

(TA)

【編集後記】 組合創設10周年を記念して斉藤初代委員長に寄稿をお願いしました。まもなく開かれる総会でも10年間の歩みを示す展示が行われる予定です。そのほかイリーガル大学のその後の迷走ぶりを伝える異色の「専任決まりました」、業務委託問題を背景に大学教育を論じる「大学ルネサンス」など盛りだくさんの内容です。(行)

南雲和夫著

アメリカ占領下沖縄労働史
支配と抵抗のはざままで

みずのわ出版

A5版 158頁

2005年8月刊

定価(本体2200円+税)

矢延洋泰著

海の十字路の交流誌

欧米に翻弄された東南アジア

勁草書房

A5版 241頁

2006年1月刊

定価(本体2700円+税)